

# 日本橋プラザ展示ホール使用規則

(平成 25 年 4 月改訂)

日本橋プラザ株式会社

## 1. お申込みおよび使用料金のお支払い

- (1) ご使用を希望される日の1年前から受付けます。
- (2) 当社所定の「日本橋プラザ展示ホール使用申込書」に必要事項をご記入のうえお申込みください
- (3) 主催者以外の方からのお申込みは受けません
- (4) お申込み後、「日本橋プラザ展示ホール・会議室料金表」記載の所定の使用料金を原則として下表のとおりご請求いたしますので下記当社銀行口座へ期日までにお振込みください。なお、振込手数料はご負担ください

### ①申込金・使用料金のお支払方法

お支払内容	お支払金額	お支払期日
第1回申込金	ご使用料金の10%	当社が指定する日まで
第2回申込金	ご使用料金の30%	ご使用開始日の6ヶ月前まで
第3回申込金	ご使用料金の60%	ご使用開始日の1ヶ月前まで
ご使用精算金	仮設電源設備使用料他	当社が指定する日まで

### ②振込先銀行口座

振込銀行 みずほ信託銀行 本店営業部  
口座番号 普通預金 0701220  
口座名義 日本橋プラザ株式会社

- (5) 申込金は使用料金に充当いたします
- (6) 第1回申込金の受領をもってお申込みのご使用日を確定いたします

## 2. お申込みの取消しおよび取消料

- (1) 申込金お支払後にお申込者の都合により使用取消しのお申出があったときは、それまでにお支払いただいた申込金を取消料として申し受けます
- (2) また、上記1.(3)記載の各お支払期日までに申込金のお支払いがなかったときは、お申込みの取消しとさせていただきます

## 3. 使用料金

- (1) 使用料金は「日本橋プラザ展示ホール・会議室料金表」記載のとおりです
- (2) 使用料金には通常使用の電気料、空調費が含まれています。仮設電源をご使用の場合は、別途ご使用料をお支払ください
- (3) 搬出入、施工など準備・撤去のために1日ご使用される場合は、1日の使用料金の50%です。準備・撤去が開催日と同一日になる場合は、1日の使用料金が適用されます

## 4. 使用時間

1日の使用時間は9時から21時までです。それ以外のご使用については、事前に当社と協議のうえ承認を得てください

## 5. 使用者の制限

暴力団、暴力団の構成員または準構成員、暴力団関係団体、暴力団関係者、その構成員（団体を含む）が違法もしくは不当な行為を行うことを助長し、または助長するおそれのある団体その他の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」という）に該当しないこと、反社会的勢力に支配されていないことおよび反社会的勢力と一切の関係を有していないこと

## 6. 使用制限

- (1) 催物の目的・内容によってはご使用をお断りすることがありますので、あらかじめご了承ください
- (2) お申込みの受諾後またはご使用期間中においても、次の場合はお申込みの取消またはご使用中止とさせていただくことがあります。この場合、申込金・使用料金はお返しいたしかねます。また、当社は使用者に生じた損害について一切の賠償をいたしません
  - ①お申込み時のご使用目的とご使用時の内容が異なる場合
  - ②使用者が反社会的勢力に該当すること、反社会的勢力に支配されていること、または反社会的勢力と関係を有していることが判明した場合
  - ③使用者が詐術、暴力的行為または脅迫的言動を行ったと判断した場合
  - ④反社会的勢力の利益になる行為を行ったと判断した場合
  - ⑤当社の許可なく会場以外の場所で催事行為や作業を行ったとき
  - ⑥風紀上または管理上、ご使用されることが不相当と当社が認めたとき
  - ⑦管理・運営の都合上やむを得ない事由が発生したとき
- (3) ご使用者は、当社の許可なく第三者に会場の一部または全部の使用権を譲渡または転貸することはできません

## 7. 免責および損害賠償

- (1) 会場ご使用に伴う人身事故および展示物品等の盗難・破損事故等につきましては、その原因の如何を問わず当社側は一切の責任を負いません
- (2) 会場内外の建造物、設備、備品その他附帯設備などを毀損、汚損、紛失させた場合はその損害金額をご負担ください
- (3) その他、本使用規則に違反した場合は、損害賠償を請求する場合があります

## 8. 会場の開閉

- (1) 会場の開閉は、当社または日本橋プラザビル防災センターの係員が主催者の鍵開閉責任者立会いのもとに行います
- (2) 鍵開閉責任者は、当社所定の届出用紙にご記入のうえ事前にお届けください。なお、鍵開閉責任者以外の方から開閉のお申出がありましても、管理上お受けすることができません

## 9. 関係主務官庁への届出

- (1) 消防庁規定の「観覧場又は展示場における催物の開催届出書」を主催者側にてご使用開始日の10日前までに所轄の日本橋消防署予防課へ提出し、必ず承認を得てください
- (2) 消防関係法令に定める禁止行為の解除を必要とする場合は、主催者側にてご使用開始日の10日前までに消防庁規定の「禁止行為の解除申請書」を所轄の日本橋消防署予防課へ提出し、必ず承認を得てください。

これらの承認がない場合は、消防法令に違反することになりますのでご注意ください。なお、ご使用期間中に所轄消防署他の査察がある場合は、主催者側で責任をもって対応してください

## 10. 安全管理

- (1) 主催者は、来場者等の安全のため必ず防火・防災責任者を設けて安全管理を行い、非常の場合に備えて避難経路の確認、防災設備の位置・使用方法を熟知し、常時会場内を監視するようにしてください
- (2) 会場内の特別警備等が必要な場合は、当ビルの常駐警備会社を紹介させていただきます

## 11. 展示施工業者等

当会場の使用全般を熟知した推薦施工業者は次のとおりです。

○推薦施工業者 株式会社 トーガシ

東京都江戸川区臨海町4-2-2

TEL 03-6663-4520

## 12. 展示物品の搬出入

- (1) 搬出入は必ず所定の場所で行ってください
- (2) 搬出入時は主催者にて整理員を配置してください
- (3) 搬出入スケジュール、車両台数等の詳細については、事前に当社とお打合せください

## 13. 展示施工上の留意事項、禁止事項

- (1) 施工、搬出入時等に会場内外の施設を毀損・汚損しないように、必要に応じ養生を施してください
- (2) 会場の壁・天井・床・窓・扉・柱等に、釘・鉋・アンカー・のり・粘着テープ等により工作、貼付をすることはできません
- (3) 装飾材料はすべて防災処理したものを使用してください
- (4) 会場の床荷重は300kg/m<sup>2</sup>です。重量物は荷重の分散措置をとってください
- (5) 非常口の前を塞ぐような展示、装飾はできません。また、消防法令に適合した通路を確保してください
- (6) 火災報知器、スプリンクラー等防災設備の機能を妨げるご使用はできません  
また、温度感知器や照明操作盤等の設備機器の機能を妨げるご使用もお控えください

- (7) 原則として場内で火気のご使用はできません。前記 8. (2) にて所轄消防署の承認を得た場合は、主催者側にて厳重な管理をお願いします  
また、危険物の持ち込みは一切できません

#### 14. 広告物等の掲示

- (1) 催物のご案内については、事前に当社と打ち合わせのうえ、所定の位置、方法にて掲示してください  
(2) 無断で掲示、設置した場合は撤去いたします。撤去に要した費用は主催者にてご負担いただきます

#### 15. 清掃・後片付け

- (1) 施工・装飾・展示等の際に発生した廃材・残材等は必ずお持ち帰りください  
(2) 会場使用終了後は、主催者の責任により会場等の原状復旧清掃を行ってください  
(3) 仕出し弁当やお飲物の弁当ガラ、ペットボトル、空き缶、コップ類は、発注業者等に引き取らせるなどして必ずお持ち帰りください

#### 16. 実演等

会場内で実演をされる場合は、事前に当社とお打合せください。テナントビル内会場のため、音・振動・臭気等の発生するものはいっさいお断りいたします

#### 17. 電気設備

- (1) 天井照明
- ①天井埋め込み照明はハロゲンおよび水銀灯、配線ダクト照明はハロゲンスポットライトです
  - ②催物に照度が不足している場合は、主催者側にて配線ダクトに照明を追加（電気容量範囲内）あるいはスタンドスポット等をお持込ください
- (2) 仮設用電源設備
- ①柱付コンセント（100V 約9KVA）だけでは電気容量が不足する場合は、仮設用電源設備を使用してください
- 仮設用電源設備
- ①単相3線100V 40KVA×2回路
  - ②単相3線100V 30KVA×1回路
  - ③3相3線200V 40KVA
- (3) 仮設用電源設備を使用する場合は事前に当社とお打合せください
- (3) 仮設用電源使用料は別途ご負担いただきます
- (3) 持込み機器の安全確認について
- ①電気機器は、電氣的安全を確認したものをご使用ください
  - ②漏電遮断機等を取り付けるなど安全対策を施してください

## 17. 会場附帯設備

### (1) 放送設備

会場内呼び出し放送用マイクおよびBGM設備（有線放送）があります。使用する場合は事前にお申込みください

### (2) 電話設備

①外部からの連絡用に「受信専用電話回線」を1回線ご用意しています。電話番号は次のとおりです

○受信専用電話番号      (03) 3231-2237

なお、ご案内状等に当番号を掲載する場合は必ず「開催期間中のみ」という旨をご記載くださるようお願いいたします

なお、当社代表番号はお使いにならないようお願いいたします

②臨時電話回線を設置する場合は、主催者にてNTT東日本へお申込みください

## 18. その他

(1) 開催中、使用責任者の方は必ず常駐してください

(2) 期間中に発生した少量のゴミ、茶殻、飲み残し等は分別処理のうえ所定の容器に廃棄してください

(3) ケータリングサービス等のご要望がありましたら、お取次ぎをいたします

以 上